

特定不法行為等被害者特例法の施行に伴う特定被害者法律援助業務契約弁護士
士の推薦に関する規則

(令和六年十月二十三日規則二百九号)

(目的)

第一条 この規則は、日本弁護士連合会(以下「本会」という。)が特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律(令和五年法律第八十九号。以下「特例法」という。)の施行に伴い、日本司法支援センター業務方法書(以下「業務方法書」という。)第八十三条の三十二の特定被害者法律援助業務(以下単に「特定被害者法律援助業務」という。)を行う弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)(以下「弁護士等」と総称する。)を日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)に推薦することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦業務)

第二条 本会は、この規則で定める手続により特定被害者法律援助業務を行う弁護士等を支援センターに推薦する。ただし、特定被害者法律援助業務に関し十分な知識又は経験を有すると認められる団体であつて、細則で定めるものに所属する弁護士については、この規則で定める本会の推薦に関する手続を要しないものとする。

(申込手続)

第三条 特定被害者法律援助業務に関し、支援センターとの契約の締結を希望する弁護士等は、本会に対し、推薦申込書その他本会が求める書類を提出することにより、申込みを行う。

2 前項の申込みに関し必要な事項は、細則で定める。

(推薦審査)

第四条 本会が支援センターに推薦する業務方法書第八十三条の三十四に規定する特定被害者法律援助業務に関し十分な知識又は経験を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 本会が指定する研修を受講している者

二 特例法第二条の対象宗教法人に関する紛争について、交渉又は裁判等の受任経験を有する者

三 前二号に掲げる者のほか特例法第二条の対象宗教法人に関する紛争について、活動経験等から十分な知識又は経験を有すると認められる者

- 2 本会は、弁護士等から前条第一項の申込みを受けたときは、当該弁護士等（弁護士法人又は共同法人（以下「弁護士法人等」という。）にあつては、支援センターに法人担当者として届出をする予定の者（以下「法人担当者」という。）をいう。）が前項に規定する要件（以下「推薦要件」という。）を満たすか否かの審査を行う。
- 3 前項の推薦要件、審査等について必要な事項は、細則で定める。

（推薦）

第五条 本会は、推薦要件に該当すると認められた弁護士等を支援センターに推薦する。

（通知）

第六条 会長は、支援センターに推薦する弁護士等の氏名（法人担当者の氏名を含み、職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。）又は名称、所属弁護士会（弁護士法人等にあつては、法人担当者の所属弁護士会をいう。）、登録番号又は届出番号及び推薦要件を満たすと認められた理由を支援センターに通知する。

2 会長は、第三条第一項の申込みをした弁護士等に対し、第四条第二項の審査の結果を通知する。

（再度の申込み）

第七条 第四条第二項の審査の結果、推薦をされなかった弁護士等は、再度第三条第一項の申込みをすることができる。

附 則

この規則は、令和六年十一月一日から施行する。